

18 陳情 第 38 号	ガイドヘルプ・日常生活用具給付事業の現行サービスの維持・拡充を求める陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成18年6月5日受理、平成18年6月9日付託
陳情者	東京都新宿区戸山 _____ _____

(要 旨)

- 1 地域生活支援事業の必須事業となっているガイドヘルプ・日常生活用具給付事業など、視覚障害者の平等な暮らしと社会参加を支えるサービスの現行水準を維持して下さい。
- 2 障害者福祉計画の策定に当たっては、ガイドヘルプ及び日常生活用具給付事業の数値目標を定めて下さい。
- 3 東京都に対して、ガイドヘルプ及び日常生活用具給付事業の負担軽減措置を実施するための財政支援を行うよう要望して下さい。
- 4 国に対して、ガイドヘルプ及び日常生活用具給付事業を、ホームヘルプ事業と同じく、国が責任をもって実施する制度にするよう要望して下さい。

(理 由)

障害者自立支援法が2006年4月1日より始まりました。これに基づいてわが国では、障害者が、生活と社会参加のために利用する福祉・医療サービスに原則1割の費用を負担(応益負担)することになりました。これによって私たち視覚障害者には、ホームヘルプサービス・施設入所などの利用に原則1割の費用が必要となり、ガイドヘルプサービスの利用及び日常生活用具の購入などは、地域生活支援事業としてメニュー化されることとなります。これらの制度は、通院・デパートでの買い物・冠婚葬祭への出席など安全な外出、食事づくりや家事、音声体温計・テープレコーダー・交通信号機を音響式に変える発信機などを購入するという、障害を補うために欠かすことのできないことばかりです。

この応益負担は、私たちにとってきわめて大きなバリアです。なぜなら、視覚障害者の就業率23.9パーセント(厚生労働省の調査)が示すように、所得がきわめて少ないからです。これまでの福祉が応能負担であったのは、これを踏まえていたからであり、状況は変わっていません。

実施に当たって、利用料の月額上限措置、個別減免・社会福祉法人減免などの軽減措置はありますが、きわめて不十分です。わずかな額でも超えてはいけな所得制限や親なき後の備えのわずかな預金があだとなり制度から除外される仕組みだからです。軽減措置は

あっても負担は増えますし、障害が重いほど負担が重くなります。

もう一つ大きな問題があります。それは、これまで国が一定の責任をもって行ってきた福祉サービスが、今年10月1日から区市町村や都道府県の事業となってしまう問題です。ガイドヘルプ事業・日常生活用具給付事業など多くの視覚障害者が利用する福祉サービスが、この地域生活支援事業に一括りにされ、一定額の補助金での実施が余儀なくされます。「これまで受けてきたサービスが維持されるのか」「福祉サービスの地域間格差が広がるのではないか」など不安は募る一方です。

情報の8割以上は視覚情報だといわれており、暮らしと社会参加にとって視覚障害者の障害は大きいといわざるをえません。私たちは、障害者自立支援法の下でも、同年齢の市民として平等に暮らし、社会に参加したいと願っています。

これらのことを十分にご理解いただき、前記のこのの実施にご尽力いただきますよう心からお願いいたします。